

俱楽部たより

2016.1

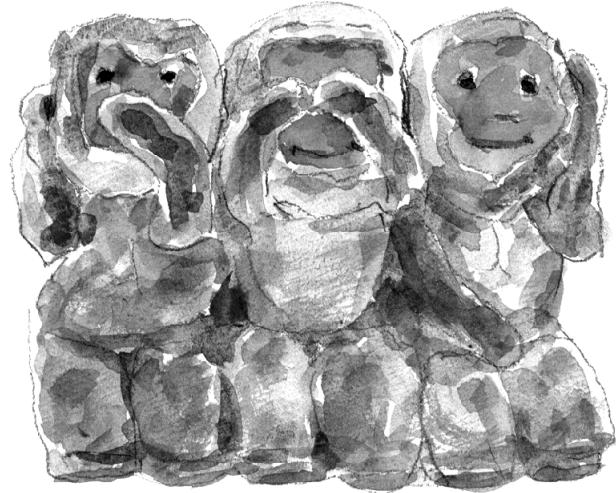
つるま法律俱楽部

書

森 實古

絵

武藤 健吾



健

森 よ や

金



新年あけましておめでとうございます。

今年の干支は申です。申年と言えば「見ざる、聞かざる、言わざる」の三猿がすぐに思い浮かぶと思います。並びの順は漢語、論語などに由来しますが、ところが日光東照宮の「三猿」は「見ざる言わざる聞かざる」の順番で並んでいます。

どちらが正しいのでしょうか？ 結論はどちらも正しいようです。

ですが、国民の困ることを強引に推し進める安倍内閣の立場に立つと「一番困るのは『見られること』（テレビニュース）、二番は『言われること』（マスコミ全般）、三番が『聞かれる』こと（視聴者・国民）」のようです。

昨年は、安倍自公政権により、憲法に反する安全法制（戦争法）が民主主義に反する方法で採決されました。この法律により、戦争放棄を定めた九条がある日本なのに、自衛隊がアメリカ軍と一緒に外国に派兵され、戦争をする危険な現実が日々加速しているように思います。キナ臭さが漂い出した日本に生きる私たちは、「三猿」を決め込んでいて良いのだろうか？

私たちが親に「お父さんは戦争に反対したの？」と詰め寄った様に、今度は私たち自身が子どもや孫から問われそうです。その時、胸張って答えられる自分でいたいと思います。

新しい年が皆さまには、幸多き年でありますことを祈念いたします。

つるま法律俱楽部世話人

舟橋 勝

新年会のご案内

新年会を沖縄料理のお店で開催することになりました。

沖縄料理と三線を楽しみながら辺野古や沖縄の現状を勉強しましょう！

ご参加お待ちしています♪



日 時 1月12日（火曜日） 18時30分より

場 所 COTAN（コタン）

地下鉄「御器所駅」鶴舞線ホーム側1番出口より直結。階段の途中、右手側

会 費 4,500円

演 奏 濱盛重則さん

美ら海大使でCBCラジオパーソナリティー、栄でお店「泡盛王国」を経営。各地イベントで三線＆沖縄民謡の出張ライブを行っている。

*参加申込は法律事務所へお電話ください。（締切日 1月8日（金））

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

日帰り平和バスツアーのご案内

豊川海軍工廠跡地を歩く見学会

&いちご狩り&豊川稲荷

「東洋一の兵器工場」と言われた豊川海軍工廠（こうしょう）の跡地を歩く平和バスツアーを企画しました。

工廠（こうしょう）とは軍需工場のことで、戦争で使うための兵器、弾薬を開発製造、修理、貯蔵支給する工場のことです。

昭和10年代に国家総動員法が制定され、日本中が戦争一色に塗り替えられた時代になりました。のどかな豊川周辺に展開された東洋一の海軍工廠。そこでは悲惨な空襲によって2500人以上の人々が亡くなり、大きな被害を受けました。

今こそ身近にあった戦争を知り、平和について考えてみましょう。

いちご狩り、豊川稲荷散策もでき、お子様からご高齢の方まで楽しんでいただけます。

日 時 2月7日（日曜日） 午前8時

集 合 昭和区御器所交差点南西（地下鉄5番出入口）



会 費 5500円（バス代いちご狩り代含む、昼食は各自負担にてお願いします）

定 員 45名（先着順）定員になり次第締めきらせていただきます。

詳細は同封の案内チラシをご覧下さい。

戦争させない！戦争に行かせない！ その思いを「2000万人署名」に！

「戦争法の廃止を求める統一署名」用紙を同封しました。一人ひとりの市民の「戦争イヤだ」の声を集める署名です。もうすでに署名をされた方も、お知り合いに声かけをお願いします。返信用の封筒（切手代はカンパでお願いいたします。）を同封しました。

1月21日開催の連続学習企画のチラシ裏面の署名に関する訴えもぜひお読みください。

※鶴舞総合法律事務所のホームページから署名用紙はダウンロードできます。

ランチ新年会のお誘い

1月16日（土）午前11時から午後1時頃まで

場所 法律事務所会議室

会費 1000円（弁当付）弁当手配の都合上13日（水）までに参加連絡を下さい。

新しい年を迎えました。世相は、弱者に好転することなく進んでいますが、平和をおびやかす安保関連法は廃止にしたい。2000万署名を大胆に取り組みましょう。

2015年2月14日に発足した支え合う会♪ぴーぷる♪はゆるやかに歩いてきました。

5月・7月は法律俱楽部の企画後に茶話会をしました。9月は「介護保険に強くなろう」のテーマで♪ぴーぷる♪の会員でもある稻熊久子さん（ケアマネージャー）の講演を聞きました。介護保険制度は3年に1度ずつ見直される制度だと言うことが分かりました。介護保険について疑問のある方は気軽にお問い合わせください。

♪ぴーぷる♪の支え合い、助け合いの相談・依頼が少しづつあります。どんなことも取りあえず、「助けて」と声を出しお問い合わせください。

ランチ新年会に皆さま是非お出かけください。こんなことやったらどうかしら？と言うことも声をお寄せ下さい。また当日は稻熊久子さん（ケアマネージャー）、小野弁護士も参加予定ですので質問をお受けすることができます。つるま法律俱楽部会員さんはどなたでも参加できます。

代表 水谷 曜子

会員リンク

辺野古にて…

昨年の7月4日に沖縄県名護市で結婚式を挙げました。沖縄という地が人を呼んだのでしょうか、40人近い友人が参列し当初予定になかった祝宴も行ないました。

翌5日は私の強い要望で、辺野古でウェディングフォトの撮影をしました。もともと沖縄が大好きで基地問題には怒りとやるせなさで胸が締め付けられます。自分たちの一生の記念となる明るいニュースと一緒にメッセージを発することで、現地に明日への希望と励ましと連帯を伝えたいと思い行動しました。辺野古のテントでは心温まるもてなしと歓迎を受け、キャンプシュワブ前では、座り込みからちょうど1年の前日で、驚きの歓声と祝いの言葉に包まれました。皆さんに連帯の挨拶もできました。

たくさんの方に支えて頂き、沖縄でのこの2日間は私たちにとって忘れる事の出来ない宝の時間となりました。お世話になった方々に心より感謝します。

最後に、沖縄の問題だけではなく、今のあまりにもひどい様々な現実を、自分には関係ないと傍観している人達に真実を伝え、届けたい。気がついたときはもう遅いですよ。

つるま法律俱楽部世話人 仲野 丘人





ご相談はお気軽に つるま法律俱楽部

会員さんからの最近の法律相談事例

- Q** このたび地域コミュニティーの助け合い事業を他の法人に移管する話を進めています。事業用財産、借り入れや従業員の雇用をどういう手続きで処理したらいいですか。
- A)** 営業譲渡として考えてみましょう。順序を追って…
- Q** 母の遺産分割で困っています。土地の適正な評価や預貯金をどう調べたらいいですか。
- A)** とりあえずできる簡単な方法は…
- Q** 子どもの将来のために積み立てた預金があり今は母の私が管理しています。私に万一のことがあると、浪費癖が治まらない夫が預金を使い果たし、未成年の子どもが生活や学費に困ることは目に見えています。何とかこの資金に手をつけさせないで子どものために使わせる方法はないものでしょうか。
- A)** あります。聞き慣れない方法かもしれません…、障がい者の方の場合にも…
- Q** 何年も前に資格をとるための通信教育を受けました。8年ほど前に止めたつもりでした。最近になって正式な退会手続きが済んでいないから滞納授業料を払うようにと電話がかかってきました。
- A)** うさんくさい悪徳商法の臭いがします。おそらく結論的には支払う必要は…
- Q** インターネットで私を誹謗する書き込みがされています。匿名の書き込みですが、その人の目星はつきます。やめさせるにはどうしたらいいでしょう。
- A)** 名誉毀損（信用毀損）の問題は十分な吟味が必要です、じっくりと…
- Q** 10年以上前にサラ金から借り入れをしました。最近、巨額の延滞利息がついた請求書が送られてきました。途中で私が知らないうちに裁判があったようです。全額でなくても半額を返済すればよいと言われました。払うべきでしょうか。
- A)** 支払う必要はないだろうと見込まれます。念のため裁判関係を調査、確認して…
- Q** 交通事故で娘ともどもけがをしました。乗っていた車も大破しました。いくら請求できますか。保険会社が示した金額なら間違いないと思うのですが。
- A)** 保険会社の支払い基準は裁判基準に比べてずいぶん低いので…
- Q** 息子がインターネットビジネスの勧誘を受けています。しつこくて困っています。
- A)** 甘い誘いは、はっきり断ることです。弁護士に相談したと伝えてかまいません…
- Q** とても返せない借金があります。でも破産することに心理的な抵抗があります。
- A)** その借金はあなたのせいだとは思えません。恥じる必要はなく、再起こそ大事…

文責 弁護士 小島 高志

B型肝炎訴訟

弁護士 小島 高志

15年、B型肝炎訴訟を担当しました。制度をご存知ない方にお知らせしたいことがあります。

♣幼少時の集団予防接種によってB型肝炎ウイルスに持続感染した方は全国で40万人以上といわれます。注射器の使い回しによって、子どもたちがB型肝炎ウイルスに感染したのです。キャリア（持続感染）はやがて、肝がん、肝硬変、肝炎を発症し始めます。

最高裁H18・6・16判決は、感染と発症について国の賠償責任を認めました。これをふまえて、比較的簡便な手続で持続感染者に給付金を支給する制度が生まれました。給付金請求のためには訴訟を提起して和解をする手順が必要で、これが現在B型肝炎訴訟と呼ばれるものです。

*集団訴訟弁護団に安井典高弁護士（現在は土岐。Tel: 0572-53-1775）が参加していました。

♣現在の給付金制度は以下のようなものです。

1 納付金額は症状によって異なります。

死亡・肝がん・肝硬変（重度）の場合は3600万円、肝硬変（軽度）の場合は2500万円、慢性肝炎の場合は1250万円、無症候性キャリアの場合は600万円です。この外に、弁護士費用として給付金の4%、検査費用や医療費助成を受けられます。

2 納付金支給対象者は、一次感染者（本人）または一次感染者の母から母子感染した二次感染者（子）で、持続感染状態にある方です。

一次感染者と認められるには、満7歳までに集団予防接種を受けたことが必要です。注射器の連続使用による予防接種が行われ、国の責任範囲となるのは、昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の接種によるものです。ご自分を当てはめてみて下さい。幅広い年代が該当します。

3 その他にも給付条件があり各種証拠資料が求められます。ここでは詳細な説明ができません。厚労省HPの「B型肝炎訴訟の手引き」に丁寧な説明があります。実際には、それだけで尽くし切れない点もあります。代替資料でクリアできる場合もあります。弁護士に相談下さい。

♣私が担当したAさんには複数の肝臓がんが発見されていました。Aさんのウイルスタイプでは救済対象にならないといわれ、あきらめていたとき、親切な専門医に出会いました。再度の検査を受け、実は救済の対象になるウイルスタイプなのだと教えられました。

裁判所と国の証務官にAさんの病状を説明し、一刻も早く審査を進めるよう訴えながら手続きを進めました。Aさんはしっかりした方で、かなりの必要資料をご自分で収集済みでした。裁判所と証務官の理解、何よりAさんの頑張り、そして医療機関、Aさんの周囲の方々の力がひとつになって、15年12月には給付金を受けるための和解が成立します。

Aさんは現在、最新治療を受けつつ、がん克服への前向きな闘病をしておられます。

♣一定年代の方はたいてい幼少期に集団予防接種を受けたはずです。ウイルス肝炎検査（血液検査）でキャリアかどうか確認してみて下さい。制度を知らない方にアドバイスしてあげて下さい。

まだB型肝炎訴訟制度を十分に理解していない医師もたくさんいます。それだけに見落としもあるでしょう。制度に詳しい専門医の診断を受けるようにしましょう。

最高裁判決「再婚禁止期間 100 日超は×」「夫婦同姓強制は○」に思う

弁護士 小野 万里子

個人的に、年末（12月16日）の最高裁判決をこれほど待ちわびたことはなかった。大法廷だし、2件とも真っ新な違憲判決が出るものと強く期待していたので、うれしさ1割、残念さ9割の結果だった。さて本論へ。

◇問題となった2つの制度

民法は、①離婚した女性は6か月間再婚できない（733条）、②夫婦は同姓でなければならぬ（750条）、と定めている。この2つの制度は120年近く前の明治時代に定められたもので、女性の社会進出に従い様々な問題を露呈するようになった。女性差別的であるとしてこれまで何度か法改正の動きもあったが、保守的な価値観を重視する層からの反対にあって実現しなかった。そのため、国連（女性差別撤廃委員会）からも2回にわたり是正勧告がなされるという極めて不名誉な状況になっている。

◇女性の再婚禁止期間の定めについて

再婚禁止期間は主として父子関係をはっきりさせる必要から定められた。明治時代に期間が6ヶ月とされたのは「6ヶ月になれば妊娠の有無がはっきりするから」ということだったらしい。しかし、現在は医学・科学の発展で血縁関係がはっきり分かる時代だ。突き詰めれば、そもそも父子関係確定のために再婚禁止期間を定めること自体が不合理だということになり、国際的にもこちらがスタンダードの考え方だ。

かりにこの考え方对立たないとしても、民法が「離婚から300日以内の子は前夫の子」「再婚後200日以内の子は現夫の子」と推定しているから、再婚禁止期間は100日あれば十分ということになる。6ヶ月もの再婚禁止期間はこれらの推定規定とも整合しないということだ。

最高裁判決は「100日を超える再婚禁止期間は、結婚の自由への過度の制約である」として、後者の限りでの違憲を宣言したにとどまった。ただ、15名の裁判官全員一致であり、法務省も即日直ちに実施の手続きをとったから、最低限度の前進とは評価できるかもしれない。

◇夫婦同姓強制について

現行法上は結婚にあたり夫もしくは妻の姓のいずれかを選択しなければならず別姓の選択の余地がない。「いずれかの姓」とは言っても現実には95パーセント以上が夫の姓を選択しているので、職業生活上の不利益、煩雑さ、自己喪失感など改姓に伴う不利益は女性が全面的に負っている。そのため意に反してペーパー離婚や事実婚を選ばざるを得ないカップルも多く、今回の訴訟の原告らもそのような事実婚の夫婦らである。

これについて最高裁は、15人の裁判官のうち10人が合憲、5人が違憲と判断した。合憲説の根拠は、夫婦同姓は社会に定着している、女性の不利益は通称使用である程度軽減できるなどという何とも陳腐で頗りないので、正直驚いた。

ただし、この多数意見も、改姓で女性側に不利益が生じている社会的実態は認め、選択的夫婦別姓も含め今後国会で積極的に議論されていくべき問題であるとした。女性裁判官3名は全員が違憲と判断し、その他2名の弁護士出身裁判官も違憲と判断している。これらのことは、国会の勢力変更、あるいは最高裁判所裁判官の構成変更で、今回と異なった判断状況になる可能性を示してもいる。将来に期待を込めて筆を置く。

1年を振り返って

弁護士 安井 一大

弁護士になり、1年が過ぎました。分からぬことばかりで周りの方々に迷惑をかけつつ、様々な経験も積み刺激的な年を過ごさせていただきました。昨年1年で、特に記憶に残ったことを報告いたします。

1 興正寺事件

既にたよりでも報告しておりますが、大要、次のような事件です。興正寺の元住職U氏は、宗規に反して、興正寺の土地の一部を中京大学に138億円で売却したため、本山である高野山から住職の地位を罷免され、興正寺に特任住職S氏が任命されたにもかかわらず、現在も興正寺に居座っています。U氏側からは住職たる地位確認などの訴訟が、S氏側からは興正寺の建物退去土地明渡などの訴訟が、それぞれ提起され、名古屋地方裁判所で係属中です。当事務所は、S氏側の弁護士として事件に携わっています。

この事件は、興正寺と関係する者に広く影響を及ぼす、規模の大きな事件です。そのため、裁判上は勿論、裁判外でも役所や興正寺の取引関係者などと交渉したりと、弁護士は様々な局面で判断し、行動しなければなりません。その最も象徴的な出来事の1つが、平成27年11月28日に、興正寺の正面の土地に、特任住職S氏が運営する興正寺の寺務所が開設したことです。弁護士が交渉の末、従前にその土地を興正寺から借りていた業者から土地の返還を受け、寺務所開設にこぎつけました。この出来事は、「プレハブ本堂開設」などの見出で、新聞は勿論、全国区のテレビでも放映されました。今後も興正寺のため、また興正寺周辺の地域住民のため、尽力していきます。

2 安全保障関連法制

同年9月19日未明、安全保障関連法制が成立しました。既にたよりでも報告しておりますが、この法制には様々な問題点があります。例えば、集団的自衛権行使を認める点で憲法9条に違反します。兵站自体を武力行使と認めない政府見解によれば、相手国の兵站に対して日本が個別的自衛権を行使できないことになり、個別的自衛権の一部を放棄する規定にもなってしまっています。安保法制については皆様の関心も高く、何度も勉強会の講師をさせて頂きました。今後も継続的に勉強会に参加するなどして、法制の問題点を訴え、廃止に追い込むため尽力していきます。



3 その他の活動

学生時代にお笑いサークルに所属していたこともあり、弁護士会から依頼を受け、何度か漫才をする機会がありました。初めは同年6月14日の弁護士会主催の集団的自衛権行使に反対する集会で、400人の聴衆の前で安保法制の問題点を指摘する漫才をさせて頂きました。同年11月14日には、弁護士会主催の遺言相続に関するイベントで、NHKのバラエティ番組「生活笑百科」のパロディとして、遺言相続に関する事例をテーマに漫才をさせて頂きました。

以上

つるま法律俱楽部会員のみなさんへ ～無料法律相談を気軽にご利用下さい。～

本年より、会員さんが紹介された相談者の法律相談も無料になります
(1回限り30分)。

◎相談受付 平日午前10時～午後5時

事前に必ず電話予約をお願いします。上記時間外の相談についても対応させていただきます。電話予約の際にお尋ねください。

◎電話相談 簡単で短時間の相談は電話でもお受けできます。

法律俱楽部会員さんから、「友人が困っている。自分はぜひ法律事務所に相談へ行った方がよいとアドバイスしておいた。本人から電話してもらうからよろしく。」という電話をいただきます。最近は、会員さんから「会員からの紹介の法律相談は無料でお願いできれば、法律事務所の敷居が低くなり相談に行きやすいのではないか. . . 」とのお声をいただきました。世話人会と法律事務所で検討した結果、法律俱楽部を広く知っていただけの機会になることからも、本年からつるま法律俱楽部会員さんからのご紹介がある方の相談は無料になりました。

皆様のまわりに、困ってみえる方がおられましたら、気軽につるま法律俱楽部の無料法律相談をご紹介下さい。法律事務所への予約電話の際に「つるま法律俱楽部会員の○○さんからの紹介です。」と申し出ていただくようお伝え下さい。会員さんから直接ご連絡をいただきても結構です。

(相談事例を4Pに掲載しました。)

低山歩こう会

4月17日(日) 大洞山(三重県津市美杉町 標高985m)
9月 現在検討中です。
10月 次回たよりでご案内いたします。
どなたでも参加いただけます。事務所まで連絡下さい。詳しい案内をお送りします。



川 柳

汚染水 止まらなくても オリンピック (会員 T)
爆睡猫 君の平和も 守りたい (会員 J)
シールズを めざそう我ら 苦返る (会員 Y)



つるま法律俱楽部会費納入のお願い

今年度の会費が未納な方には、郵便局の振込用紙を同封させていただきますので年会費3000円の納入をよろしくお願いいたします。

尚、住所変更、退会等は連絡をお願いいたします。



〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エスティプラザ御器所4F

鶴舞総合法律事務所

TEL (052) 852-1220

FAX (052) 852-1227

小野万里子法律事務所

TEL (052) 852-1336

FAX (052) 858-3851

年始のご案内 新年は1月5日(火)より業務いたします。